

娯樂ハ貴工職ニ就テ費用サレバ、アム後働者中人夫共娯樂者ニ

- 一 大規模聯合會大會ニ就テ全團員ニ娯樂費遣ラセシムルコト
- 二 總督官親並ニ大規模主要工職ニ就テ娯樂費ヲ付キセシムルコト

實行次第

藤田 田 藤 良

編輯工日勤各業ニ対シテ娯樂工料用又娯樂費ハ付

八 娯樂費

一 大規模聯合會大會ニ就テ案スルコト

實行次第

山本 啓二

又健マテバニモ娯樂者ノ持

娯樂費案

藤田 啓 泉田 啓 吉

娯樂費人夫各業工場多敷月熟練工ヲ雇備シテアル事實ヲ知ル  
 コバ健康保險法並ニ工場法ヲ適用シテ免レンドスル好妙ナル脱法行  
 爲九折ハカヤル無法ナル搾取奴隸生活ノ強要ハ幾多ノ社會施設の  
 法律ヲ空文化セシメ他方國民思想激化ヲ誘導スルモノニ外ナラズ  
 貴工場ニシテ多少共日本國民ノ一員トシテノ法律ヲ遵守スルノ意  
 アラバカナル脱法行為ニヨル搾取ト不正不純ナル生活強要ヲ即時  
 中止シ正常ナル雇備状態ヲ圖ルニ日本國民トシテノ責ヲ果サレンコ  
 トヲ要求ス

十月一日

日本労働同盟 大阪金屬労働組合  
 第 十 三 回 大 會

監督官廳ニ對スル決議文  
 我等ハ近時大工場ガ熟練労働者ヲ採用スルニ當リ人夫供給業者ヨ  
 リ前日備人夫名義ニヨリテ雇備セラレタアル事實ヲ見ル之明ラカ